

# 南あわじ市インターネットサービス規程

## (目的)

第1条 この規程は、南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例(平成17年1月11日南あわじ市条例第128号。以下「条例」という。)及び南あわじ市ケーブルネットワーク淡路インターネットサービスに関する規則(平成17年1月11日南あわじ市規則第124号)によるインターネット接続サービスについて定める。

## (定義)

第2条 この規程において、「南あわじ市インターネットサービス」とは、市が提供するケーブルインターネット接続サービスをいう。

2 この規定において、「加入者」とは、南あわじ市インターネットサービス(以下「本サービス」という。)を利用できる者をいう。

## (適用)

第3条 本規程は、本サービスを利用する際の市と加入者に適用されるものとする。

## (サービス内容)

第4条 本サービスの内容は、インターネット接続サービスとし、加入者の端末にケーブルモデムを接続し、本サービスを利用することをいう。

## (業務区域)

第5条 サービス業務区域は、ケーブルネットワーク淡路の業務区域とする。

## (利用申込み)

第6条 加入希望者は、本規程を承認の上で、所定の手続に従い、利用を申し込み、その申込書を受理し承諾した時点で加入者となるものとする。

2 20歳未満の者が加入申込みをする場合は、法定代理人の同意を必要とする。

## (承認)

第7条 市長は、利用申込みがあった場合、原則として受付順に承認する。

## (使用料)

第8条 本サービスを利用しようとするものは、条例で定める使用料を納入しなければならない。

## (使用料の支払い)

第9条 使用料は、工事完了日の翌月分から解約届が出された日を含む月分まで徴収する。

## (変更の届出)

第10条 加入者は、住所又は電話番号などの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

## (権利の譲渡)

第11条 加入者が、サービスの契約に基づいて受ける権利は、譲渡することができないものとする。

## (権利の承継)

第12条 相続又は法人の合併等により利用者の地位の承継があったときは、相続又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等は承継したことを証明する書類を添付し、承継した日から30日以内に市長にその旨を届け出るものとする。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの代表者1名を定めて届出るものとし、市長は届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなす。

## (加入の取消し)

第13条 市長は、加入者が次の各号に該当する場合は、事前に通知することなく直ちに加入者の資格を取り消すことができる。

(1) ケーブルネットワーク淡路の契約者でなくなったとき。

(2) 第17条に規定する禁止される行為を行ったとき。

(3) 加入申込書など届出内容に虚偽があったとき。

(4) 加入者が本サービスの使用料等を指定日までに支払わないとき。

(5) その他本規定に違反したとき。

(6) その他加入者として不適切と認められたとき。

2 前項の規定により、加入者資格が取り消された場合、加入者は取り消された日を含む月までに発生した使用料等の本サービスに関連する債務は、一括して支払うものとする。なお、既に支払われた使用料等は一切払い戻しないものとする。

## (利用前の準備)

第14条 加入者は、自らの責任と負担において、本サービスを利用するために必要な宅内配線、通信機器及びソフトウェア等を準備する。

## (サービスの利用)

第15条 加入者は、本サービスを通じて受発信する情報につき一切の責任を負うものとし、市に何ら、迷惑又は損害を与えないものとする。

2 本サービスの利用に関連して、加入者が他の加入者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は加入者が他の加入者、若し

くは第三者と紛争を生じた場合は、当該加入者は自らの費用と責任で解決し、市に何ら、迷惑及び損害を与えないものとする。

(著作権等)

第 16 条 加入者は、権利者の許諾を得ないで、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も 著作権法で定める加入者個人の私的使用の範囲外の使用をすることはできない。

2 加入者は、権利者の許諾を得ないで、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報も使用させたり、公開させたりすることはできない。

3 本条の規定に違反して問題が発生した場合は、加入者は自らの費用と責任において、かかる問題を解決するとともに、市に何ら、迷惑又は損害を与えないものとする。

(禁止される行為)

第 17 条 本サービスの利用にあたって、加入者の次の行為を禁止する。

- (1) 他の加入者のID及びパスワード等を不正に使用すること。
- (2) 他の加入者、第三者若しくは南あわじ市の著作権又はその他権利を侵害すること。
- (3) 他の加入者、第三者若しくは南あわじ市の財産又はプライバシーを侵害すること。
- (4) 他の加入者、第三者若しくは南あわじ市に不利益又は損害を与えること。
- (5) 中傷、猥褻等公序良俗又は法令に違反すること。
- (6) 犯罪的行為、又は犯罪行為に結びつくおそれのあること。
- (7) 事実に反する又はそのおそれのある情報を提供すること。
- (8) 本サービスの運営を妨げるようなこと。
- (9) コンピューターウィルス等有害なプログラムを本サービスを通じて若しくは、本サービスに関連して使用又は提供すること。
- (10) その他市長が不適切と判断すること。

(情報の削除)

第 18 条 市長は、加入者が登録若しくは提供した情報又は文章等が、次の各号の一に該当すると判断した場合は、加入者に事前に通知することなく、その情報及び文章等を削除することができる。

- (1) 前条各号の禁止行為を行ったとき。
- (2) 本サービスの保守管理上必要であるとき。
- (3) 登録若しくは、提供された情報又は、文章等の容量が所定の記録容量を超過したとき。
- (4) その他、削除の必要があるとき。

2 前項の規定は市が、情報の削除義務を負うものではない。  
3 市は、本条の規定に従い情報を削除したこと若しくは、情報を削除しなかったことにより、加入者又は第三者に発生した損害について、一切の責任を負うものではない。

(ID及びパスワードの管理)

第 19 条 加入者は市が発行したID及び、パスワードの管理責任を負う。

2 加入者はID及び、パスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更又は売買等をしてはならない。

3 ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤並びに第三者の使用等による損害の責任は加入者が負うものとし、市は一切の責任を負わない。

4 加入者はID及びパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに市長にその旨を連絡する。

(本サービスの提供)

第 20 条 市長は理由の如何を問わず、廃止の場合を除き加入者に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の一部若しくは全部の変更、追加又は廃止をすることができる。ただし、廃止する場合には、南あわじ市が適当と判断する方法で、事前に加入者にその旨通知する。

(本サービスの中止等)

第 21 条 本サービス用設備の保守作業、天災等の不可抗力若しくはその他の理由により、本サービスの運用を中止又は中断することがある。

2 前項の規定により本サービスの運用を中止又は、中断する場合は適当と判断する方法により、加入者にその旨を通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(市の免責事項)

第 22 条 市は、加入者が本サービス及び本サービスを通じて、他のサービスを利用することにより発生した一切の損害について、いかなる責任も負わない。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止若しくは廃止、本サービスを通じて登録若しくは提供される情報等の流失等又は、その他本サービスに関連して発生した加入者の損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 23 条 本サービスの利用に関して加入者との間で問題が生じた場合には、加入者と市で誠意をもって話し合い、これを解決する。

附 則

この規程は平成17年6月1日から施行する。